

公告

アンプルピッカー用トナー一式の購入に関する、事後審査型一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）については次のとおりである。

令和7年5月20日

公立陶生病院組合

管理者 瀬戸市長 川 本 雅 之

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達案件名

アンプルピッカー用トナー一式

(2) 納入場所

公立陶生病院東棟地下一階薬剤部

(3) 調達案件概要

別紙「アンプルピッカー用トナー等仕様書」のとおり

(4) 契約期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告日前日において、あいち電子調達共同システム（物品等）の瀬戸市における入札参加資格者名簿に、業務（大分類）「01:物品の製造・販売」、営業種目（中分類）「31:電算機器」が登録されている者であって、入札参加資格申請をする本店又は営業所等を愛知県内に設置している者であること。
- (3) 公告日から入札日までの間において、公立陶生病院組合指名停止取扱要領に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立がなされている者にあっては、同法に基づく更正手続開始の決定を受けていること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者にあっては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていること。
- (6) 瀬戸市から「瀬戸市が行う契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていない者であること。

3 入札参加資格確認申請

一般競争入札に参加しようとする者は、別に配布する事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書（第1号様式）（以下「資格確認申請書」という。）に必要な事項を記入のうえ、公告に記載の期日までに提出しなければならない。

(1) 資格確認申請書の配布期間

令和7年5月20日（火）から令和7年5月26日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 資格確認申請書の提出期間

令和7年5月20日（火）から令和7年5月26日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(3) 時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(4) 提出部数

1部

(5) 提出場所

公立陶生病院 財政課

(6) その他

ア 書類提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された書類は、返却しないものとする。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

公立陶生病院 経営課物流総轄係

(2) 期間

令和7年5月20日（火）から令和7年5月26日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(3) 時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

5 設計書等に関する質問

設計書等に関する質問については、次のとおり質問書を持参又は電子メールにて提出すること。

(1) 質問書の提出期間

令和7年5月27日（火）から令和7年5月28日（水）まで

(2) 質問書の提出時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 質問書の提出場所

公立陶生病院 経営課物流総轄係

電子メールアドレス youdo@tosei.or.jp

6 設計書等に関する質問の回答

令和7年5月29日（木）午後5時までに回答を電子メールにて送付する。

7 入札執行の日時

(1) 日時

令和7年6月2日（月） 午後2時00分

(2) 場所

公立陶生病院 敷地内薬局2階 多目的室

8 入札保証金

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者は、公立陶生病院組合契約規則（平成2年公立陶生病院組合規則第1号）（以下「契約規則」という。）第9条第2項に基

づき、その見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金を令和7年5月30日（金）までに納めなければならない。

- (2) 次に掲げる場合においては、契約規則第12条により、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

ア 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に公立陶生病院組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 一般競争入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

9 入札の執行

- (1) 入札は、本人又は委任状を提出した代理人が持参した入札書により行うものとし、郵送または電送による入札書は受け付けない。なお、会場への入場者は各資格者2名以内とする。

- (2) 入札回数は4回（再度入札は3回）とする。

- (3) 一般競争入札参加資格を有する者が1者である場合又は入札に参加する者が1者である場合においても、原則として入札を執行するものとする。

- (4) 入札参加者は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税抜き）を入札書に記載すること。

10 予定価格等

予定価格は入札結果公表時に合わせて公表する。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (3) 所定の日時まで所定の場所に到達しない入札
- (4) 入札書の入札金額を訂正している入札
- (5) 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- (6) 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (7) 記名押印のない入札
- (8) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (9) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

12 落札候補者の決定

- (1) 一般競争入札において、予定価格の制限内で最低の価格で入札した者を落札候補者とし、落札候補者の次の順位の価格で入札した者を次順位者とし、入札参加資格の確認が終了するまで落札を保留するものとする。
- (2) 前号の落札候補者となるべき同価の入札をした者が2以上あるときは、くじにより落札候補者及び次順位者を決定するものとする。

13 入札参加資格の確認

- (1) 落札候補者に対して入札参加資格要件（以下「参加要件」という。）を審査し、参加要件を満たす場合は落札者とする。
- (2) 前号の確認の結果、落札候補者が参加要件を有していないと認めた場合には、

当該落札候補者の入札を無効とする。この場合においては、次順位者を新たな落札候補者とし、前条の規定により新たな落札候補者に対する次順位者を決定して、前号の確認を行うものとする。

(3) 前号の確認は、入札参加者のうち落札者が決定するまで行うものとする。

14 内訳書

落札者は、入札書に記載した入札金額に対応する物品内訳書を提出しなければならない。

15 契約

契約書の作成を必要とする。

16 契約保証金

(1) 落札者は、契約規則第33条に基づき、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を納めなければならない。

(2) 落札者が次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除するものとする。

ア 契約者が保険会社との間に当組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 契約者から受託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣の指定する金融機関と履行保証契約を締結したとき。

ウ 契約者が過去2年間に国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

17 支払条件

毎月支払（月末締め翌月支払）

18 その他

(1) この公告に記載していない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令（昭和22年政令第16号）、契約規則等の定めによる。

(2) 資格確認申請書等に虚偽の記載をした場合においては、公立陶生病院組合指名停止取扱要領に基づき、指名停止を行うことがある。

19 問い合わせ先

公立陶生病院 管理部財政課

瀬戸市西追分町160番地

電話 0561-82-5101（内線5332）